

平成28年第1回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

平成28年2月17日

京都府相楽郡笠置町議会

平成28年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成28年2月17日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成28年2月17日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成28年2月29日 13時40分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	西岡良祐	○	
	3	大倉 博	○	7	石田春子	○	
	4	西村典夫	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 与	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	6 番	西 岡 良 祐		7 番	石 田 春 子		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成28年第1回笠置町議会会議録

平成28年2月17日～平成28年2月29日 会期13日間

議 事 日 程 (第1号)

平成28年2月17日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第1号 笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第5 承認第2号 笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
- 第7 議案第1号 笠置町過疎地域自立促進市町村計画の件
- 第8 議案第2号 笠置町地域福祉計画策定委員会条例制定の件
- 第9 議案第3号 笠置町固定資産評価審査委員会条例一部改正の件
- 第10 議案第4号 平成27年度笠置町一般会計補正予算(第4号)の件
- 第11 議案第5号 平成27年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件
- 第12 議案第6号 平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第3号)の件
- 第13 議案第7号 平成27年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

立春も過ぎ、少しは穏やかな陽気になるかと思いきや、まだまだ寒い日がありますが、体調を崩さないようお祈り申し上げます。

本日、ここに平成28年2月第1回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまでございます。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから平成28年2月第1回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により6番議員、西岡良祐君及び7番議員、石田春子さんを指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から2月29日までの13日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日から2月29日までの13日間に決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る1月8日、京都府町村議会議長会議が開催され、出席いたしました。平成28年度事業計画及び予算等の審議をいたしました。

去る1月15日、京都市におきまして、市町村トップセミナーが開催されまして、石田春子副議長が出席いたしました。それに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議

員派遣を行いました。

なお、議会運営上、議会運営につきまして、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成28年第1回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用のところ全員の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今回は、3月20日に町長選挙が執行されますので、例年より1カ月早く定例会を開催させていただくことになりました。

ことしの冬は寒暖の差が非常に激しゅうございます。インフルエンザも遅まきながら流行いたしているようでございます。議員の皆様方には体調管理に十分御留意をいただきたいと思えます。

それでは、町政の状況について報告させていただきます。

まず、地方創生について報告をいたします。4月以降、創生委員会の会議や文書での協議を重ね、また委員の皆様、住民の方々からの御意見を勘案し、1月29日に笠置町まち・ひと・しごと創生戦略と人口ビジョンを確定いたしました。今後は、2040年の人口を888人に目標設定して、この創生戦略に掲げる施策を実施し、健康で安心して生活しやすく、住んでみたいまちづくりを推進していかなければならないと感じているところでございます。

平成27年度事業として取り組んでおります、消費喚起・生活支援事業のプレミアム付商品券は既に95%の換金が済んでおり、また先行型事業である笠置駅のトイレ改修とコンテナ倉庫の設置も、3月末の完了に向けて進めているところでございます。

1月16、17日には笠置駅やその周辺商店街の活性化について考えるワークショップ、アイデアキャンペーンカサギを開催し、駅舎や空き店舗の活用方法など、多方面にわたる御意見をいただきました。そして3月5日に報告会を開催し、今後具体的な活用策の検討などを予定いたしております。

次に、1月11日に開催されました成人式について報告いたします。

相楽東部広域連合教育委員会主催による3町村合同の成人式が産業振興会館で挙行され、59人の新成人たちの新たな門出を祝しました。新成人の方から、大切なふるさとと友人を誇りに、目標に向かって歩いていくという力強い誓いの言葉を聞きました。笠置町の将来を

託せる若者たちに対して、今後大きな期待をいたしたいと思っているところでございます。

今回の本定例会に御提案申し上げます案件は、専決処分に対する承認2件、諮問1件、議事案件は平成28年度当初予算5件を含む12件でございます。

また、給与条例の改正など議事案件6件を追加提案させていただき予定をいたしております。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。行政報告とさせていただきます。
議長（杉岡義信君） これで、諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第4、承認第1号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第1号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

平成28年度、税制改正の大綱が平成27年12月24日に閣議決定され、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについての総務省通知に基づき、施行期日を平成28年1月1日とすることに伴い、関連する笠置町税条例、昭和29年条例第32号の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいた次第でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

承認第1号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、改正内容について御説明いたします。

今回の改正は、平成28年度税制改正の大綱によります地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しによる改正でございます。文言等の修正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

2ページをごらんください。

町民税の減免、第51条第2項1号中、現行「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」とされているところを、改正後としまして、「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は

事業所の所在地及び法人番号)」に改めます。

続いて3ページです。

特別措置保有税の減免、第139条の3第2項第1号中、現行「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削ります。

以上、平成28年度税制改正の大綱が平成27年12月24日に閣議決定され、番号法の利用開始の施行と合わせて、施行することが必要となりましたので専決処分とし、この条例を平成28年1月1日から施行したものでございます。これで説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。

質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回でするので、申し添えます。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第1号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員でございます。したがって、承認第1号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第5、承認第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

平成28年度、税制改正の大綱が平成27年12月24日に閣議決定され、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについての総務省通知に基づき、施行期日を平成28年1月1日とすることに伴い、関連する笠置町国民健康保険税条例の一部の改正をする必要が生じたので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいた次第でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼します。

承認第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、改正内容について御説明いたします。

今回の改正は、平成28年度税制改正の大綱の地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しにより改正でございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

2ページをごらんください。

国民健康保険税の減免、第24条の3第2項第1号中、現行「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を、個人番号の記載を削り、「及び住所」に改めるものでございます。

以上、平成28年度税制改正の大綱が平成27年12月24日に閣議決定され、番号法の利用開始と合わせて、施行することが必要となりましたので専決処分とし、この条例を平成28年1月1日から施行したものでございます。これで説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、承認第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員山本幸男氏は、平成28年6月30日で任期満了となりますが、再任について議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定によりこの案を提出するものでございます。

なお、委員の任期は、平成28年7月1日から3カ年でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

それでは、諮問第1号の説明は朗読をもって説明させていただきます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成28年2月17日提出。笠置町長、松本勇。

記としまして、山本幸男氏は、昭和18年7月31日生まれでございまして、笠置町大字有市小字峠阪19番地の2にお住まいでございます。

以上で説明を終わります。

議長（杉岡義信君） 本件は質疑、討論を省略して、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これから採決を行います。

この採決は挙手で行います。山本幸男君は、これに適任であると答申することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、山本幸男君は、人権擁護委員候補者の推薦

は適任であると答申することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第7、議案第1号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第1号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画の件について提案理由を御説明申し上げます。

平成12年に制定されました過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年の法改正により期限が平成28年3月末日までの6カ年延長され、さらに平成33年3月末日までの5カ年間、再延長されました。当町でも平成27年度までの計画を策定いたしておりましたが、この延長に伴い、平成28年度から平成32年度までの過疎計画の策定をするものでございます。なお、京都府とは事前に協議し、平成28年2月8日付で、内容について異議なしとの回答をいただいておりますので報告させていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第1号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画の件について説明させていただきます。

今回提案させていただきましたものは、先ほど町長からも説明ありましたように、平成12年に制定されました過疎地域自立促進特別措置法で、笠置町は経過措置団体となりまして、平成14年4月1日から過疎地域として正式に指定を受けることとなりました。

平成22年の法改正により、現在使っております過疎計画につきましては、28年3月末、今年度末で計画の期限がきております。今回、平成24年に、東日本大震災による事業の進捗のおくれ等を踏まえまして、このときに法の期限が平成33年3月末日まで再延長されたということになっております。この延長に伴いまして、今回27年度末で切れます平成28年度以降の計画を上げさせていただいたというところです。

内容につきましては、今現在使っております平成27年度までの計画を踏襲しながら、数値や文言の修正をしながら、また新たな事業の追加などとなっているところでございます。

大前提といたしまして、この過疎計画にのっている事業について、過疎債が充当できるということになっておりますので、漏れがないような形で、前回のものに新たな事業を加えて

計画を上げさせていただいたところになります。

以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

この計画について事前にお聞きしたところ、評価をする仕組みは特にないということでした。しかし、行政のほうは、PDCAサイクルということで、計画を立てた場合、実行してそれを再評価してまた改善をして、そういうサイクルの中でよりよいものを仕上げていくと、そういう言葉をよく使われます。この計画についてもただ立てるだけではなくて評価をしていく、そしてよりよいものに仕上げていくという仕組みづくりが、ぜひ求められるのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか、答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今の御質問ですけれども、過疎計画書自体の評価ということはないんですけれども、各事業に対しては、それぞれ実施しました後、評価を挙げていくということもありますので、こちらのほうで、本体の計画ではなく各事業というところで評価を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

ぜひ、しっかりとした評価、そしてよりよいものに仕上げていくように行政には求めたいと思います。

2点目の質問として、議案書39ページの下から1行目から、また40ページの1行目にかけて、地域特性を有効に発揮するような地域の果たす役割を明確にし、町全体の均衡ある発展を図るとある一方で、40ページの6行から8行目に、当町のまちづくりは、略、コンパクト構想に基づいて推進することとなります。

コンパクト構想に基づけば、駅周辺部だけが発展して、それぞれの区域は衰退していくのではないかとも思えるんですけれども、均衡ある発展ということと、コンパクト構想に基づくまちづくりということが矛盾しているようにも感じるんですけれども、この点についてはいかがでしょうか、答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今の向出議員の御質問ですが、コンパクトタウン構想を進めることによりまして、ほかの地域が衰退していくということは想定しておりません。各地域それぞれで、自立した地域をつくっていく必要があると考えておりますので、衰退なんていうことは全然想定にはしておりません。おっしゃったように、コンパクトタウン構想というのは総合戦略にも創生戦略にもものせておりますように、おっしゃったように駅周辺とかそこらは、そういう町の機能を集約することで、老朽化した施設を解体していくとか、それから住民の方の利便性を図るとかというふうなことを考えております。

ただ、それによりまして、ほかの地域が何もなくなるというふうなこともありませんので、町全体の均衡ある発展というのは、住民の方々がそれぞれの地域でそれぞれ生活していく上で必要なものを整備していくということも考慮しておりますので、表現としたらこのような表現はしておりますが、整合性がないというふうには捉えておりませんのでご了解いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

私の理解では、コンパクトタウン構想で駅周辺部にいろんな機能を集約して施設をつくっていくんだというふうにお聞きをしているわけですがけれども、例えば図書施設はこの地域につくる、例えば荒廃農地を利用したそういう特産品とかをこの地域につくるというふうには、各地域、区域に分散してそういう施設をつくったり、拠点をつくるほうが、地域の活性につながるようにも思うんですけれども、どうもコンパクトタウン構想だけを見ると、そうはならず駅周辺部だけ何か発展するようにも見えるんですけれども、もう少し具体的に各地域の均衡ある発展という意味をもうちょっと説明を求めたいんですが、再度答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの向出議員の質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、コンパクトタウン構想というのは駅周辺を、今の段階では想定しております。それ以外の地域の衰退という分でございますけれども、議員も御指摘ありましたとおり、例えば荒廃農地でありましたら、違う地域でのそういう活路を見出せる、またいろんな事業についてもその地域でやれるような事業も当然出てこようかなと思います。それが地域の活性化になると考えておりますし、コンパクトタウンというのは心が豊かになる、若い者からお年寄りまでが交流できるような場というのがあくまで想定されておまして、そ

れが心が豊かになるということは、それぞれの地域の方々が活性化につながると、そのように認識はしております。

ただ、議員の御指摘のありましたとおり、当然各地域も衰退をさせないような事業というのも当然過疎計画の中にも入っておりますし、またそういう事業を進めていくというのも我々の仕事であるかなと思いますし、また議員の方々と御相談を申し上げながらいろいろと事業を展開させていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

向出議員の質問と関連いたしますけれども、今回のこの計画というのは、28年度から32年度、5年間の計画ということで立てられたわけですが、前回の22年から27年度までの計画とずっと見てみました。確かに延長ということでやっておられることで、方向性とかそういうことについては踏襲されておまして、ほとんど変わっておりません。

その中で3点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、6ページの笠置町の整備の方向ということで書かれておりますけれども、これも前回の計画とほとんど変わっておりません。例えば2番のJR関西本線の電化促進、国道163号線の整備促進、主要地方道笠置山添線の公共交通網の整備促進、こういうことがうたわれております。そして3番には、UJIターンの受け皿づくりを図っていくとあかんというようなことは相変わらず同じことが載っております。

このことについて、ことし地方創生の戦略の中でも多分これ関連してきていますので、それとの連携は当然とられていると思いますけれども、その中で特に3点ほどお伺いします。

まず、もう一つは、23ページの商業関係のところ、魅力ある商店街がないというようなことで、もともと人口規模が小さく、さほど需要の増加を見込めない現状にあって、町外の人々を引きつけるだけの商店街が形成されておらず、近隣都市において大型スーパー等の出店が相次ぎ集客が望めないという、こういう分析は一応されていますね。このとおりに思うんですけれども、先日も、先ほど町長の諸般の説明でもありましたけれども、アイデアキャンペーンカサギということでやっておられます。これも、町の商店街の活性化をどうして図っていくかというようなことを目的にやっておられるわけですが、これ2日間あったと思うんですけれども、これのどういう意見が出てどういうふうにとままっているのか、それをちょっと聞かせてください。

それから、41ページの事業計画というのを立てられておりますけれども、これも前回の

やつと見たら余り変化がないように思います。例えば、基盤整備、農業、林業のところ、圃場整備2カ所、農道整備1カ所、林道開設2カ所とかなっていますけれども、これ前回も同じ数字が上がっておりました。今回の2カ所、1カ所、2カ所の場所はどこを予定しておられるのか、その辺わかったら教えてください。

以上3点お願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、6ページに書かれております整備の方向ですけれども、確かに前回のものを踏襲しながら上げております。創生戦略の中でもうたっている部分も、かなり過疎計画のほうとも関係して上げている部分はたくさんあります。前提の話でお話しさせてもらったように、この計画にのせているものが過疎債の対象となってくる、この計画に上がっていないものは過疎債の借り入れの対象とはならないというところもありますので、できるだけまだ完了していないものは、全体的に上げさせていただいたところになっておりまして、おっしゃるように電化促進についても、163の整備、これも今要望も進めておりますし、実際京都府のほうも拡幅について取り組んでいただいているところです。笠置山線等も、こちらも要望しながら府やら国やらと要望活動もしておりますので、そういうところで前回と変わらず上げているというところは多々あるところでございます。

それから23ページの商店街の件ですけれども、報告にはさせていただいたように、アイデアキャンプを1月16日、17日で実施させていただきました。今も京都府さんの商工部さんのほうとも連携しながらの事業にはなるんですけれども、アイデアキャンプで出ました意見といたしましては、笠置駅の有効な活用と空き店舗、現在アイデアキャンプの中で対象としましたのは2店舗でありますけれども、そこをどのような活用方法かというところがいろいろ意見を出していただいたところです。

駅については、印象に残っている言葉として、おかえりと言っただけの駅というところが上がっておりまして、例えば町内の有志の方が駅で温かい飲み物を提供する場であったり、待ち時間の長い時間帯を使って、例えばそこで、乗降客だけではなくいろんな方が集える場所を提供してはどうかというのも出ておりました。空き店舗につきましても、そのような交流の場というのが出ておりましたし、具体的にこの店をするためにこうしたいんやというところまでは出ていないんですけれども、例えば1軒でしたら、今ボルダリングとかそう

ということもありますので、そういう利用者なり観光客が集える場所の提供というような御意見が出ていたということです。今後、具体的な案は、それを取りまとめて3月5日に報告会という形でさせていただくんですけれども、それに基づきまして、今後28年度以降は、空き店舗や駅の有効活用について取り組み方を決めていくようになると考えております。

もう一点、41ページ以降の事業計画ですけれども、項目といたしましては、御質問いただいたように、27年度までの内容と大きな区分なり事業名については変更がさほどありません。言っていただきました農道整備ですけれども、農道につきましては現在担当課から聞いておりますのは、有市西畷での農道1カ所の整備です。それから、林道の開設につきましては野田林道の野田線と阿蘇線、この2カ所というふうに出ています。

それぞれの事業計画については担当課のほうで上げていただいたり、今までの事業をローリングさせながら、終了していないものは、また今回28年度以降の事業計画という中でも上げさせていただいておりますので、それによろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

大体わかりましたけれども、例えばJR関西本線の電化促進、それから163の整備促進、それから主要地方道笠置山添線、この3つについては、笠置山添線については利用箇所とかそういう整備は何カ所かされてきておりますけれども、163の問題は全然進展しておりませんわね。この辺要望はしている、要望はしているとなっているけれども、その要望はしている結果はどういう回答で、これストップしたままになっているのか、その辺までやっぱり分析してもらわんとあかんと思うんやけれども。それからこの電化促進についても、もう何遍も出ているけれども、今さら電化促進いうたってなかなか難しい問題があつて、この促進協議会の活動等についても、ほとんど余りされていないというような状態も出ています。この間の予算の説明のときでも、こんだけの予算で電化促進の活動できるのかというような話も出ていましたけれども、そういうことで、先ほど向出議員も言うてましたけれども、やはりPDCAを回してもらって、なぜここから進まんのか、どこに問題点があつて進まんのか、その辺をよく分析して新しい計画を立てていってもらわんと、同じことばかりやって、絵に描いた餅で終わったらあかんということは、総合計画のときでも私言うていましたけれども、そういうことでやっぱりPDCAを何回も回してもらって、この計画をちょっとでも進んだものにしてほしいと、このように思います。

それから2点目の空き店舗の活用とか、こういうところでも、なぜ笠置町の商店街は潰れ

ていったかいうことは、ここで分析はされているわけですね。これ需要が少なくなってきたからですよ、過疎で。店屋何ぼ開いたって買う人がおらんかったらその店が潰れるのはこんな世の中の常です。そうやから、その辺をよくあれして、人がふえるような対策を考えていかんとあかんの違うかなと私は思うんですけども。そういうことを頭に入れて、この報告会3月5日にされるんやけれども、報告会等でよく皆さんの意見を聞いて、ただ駅前で交流できる場をつくるとか、つくったって来る人がなかったらどうもならないわけでしょう、それは。せやから、いかに外からお客様にようけ来てもらうか、まずそれを、どういう対応を打ったらそうなるのかということを考えていってもらわんと、これやっただけでまた終わってしまうというような気持ちがしますんで、その辺よろしくお願いしておきます。

それと事業計画ですけれども、各種上げておられると思うんですけども、この圃場整備2カ所というのはどこをやる予定をされておるんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員のほうから御質問をいただきました基盤整備の部分の整備箇所でございますが、これにつきましては現在笠置町内に、農業振興地域内の農用地というものが2カ所ございまして、その場所を候補地として上げさせていただいております。まず1カ所目は大字有市の東部地区でございます。あともう一カ所が同じく農業振興地域内の農用地がございまして飛鳥路というこの2カ所を、今現在この計画のほうで上げさせていただいております。

以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） わかりました。この圃場の整備、東部と飛鳥路と農振地で実施するということで、これは区画整備かそういうことをやるんですか。何か、土手の改修、どういう内容なんですか。ちょっと教えてもらえますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 今のところ、地元と要望なりというものも具体的なものも上がっておりませんが、一般的にはやはり笠置町の農地というのは、かなり1枚1枚の水田が小さいようなところがありまして、一般的には区画整備的なことを行うのが一番効率的ではないかというふうに思っておりますが、具体的なプランというのは現時点ではございません。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） わかりました。できるだけ具体的にいい計画をよろしく願いしておきます。

それと最後に、前回の計画の中には、年度ごとの事業計画というかそういうものが参考資料としてつけておられるんですけども、今回もそういうものをつくれる予定はあるんですか。そういうものをちゃんとつくって、この立てた計画がどれだけ実施できるか、その辺よく管理してやっていってほしいと思いますので、よろしく願いしておきます。

以上で終わります。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

3 番（大倉 博君） 3 番、大倉です。

今の西岡議員の関連で、笠置山添線と 1 6 3 号の話が出ましたのでお願いしたいんですけども、笠置山添線は広岡から奈良、狭川、須川とかありますけれども、今、須川のほうでは拡幅工事がほとんど終わって、そしてこの前の議会で言いましたように、木津川市の州見台から中ノ川のバイパス道路ができております。この件について私もいろいろ、奈良県の誰とか言いませんけれども、ある方、それなりの人なんですけれども、お聞きしたところ、やはり中ノ川のほうについては、昔木津町時代からそういうことで協定を結んでいるとおっしゃってありました。そして今やつと中ノ川までバイパス工事ができました。そして、広岡からちょっと行ったところに待避箇所が 1 カ所あります。それもその方が要望されてついたりおっしゃってあります。

だから笠置町も、前回の議会でも言いましたように、防災の拠点、防災の通路というか、私も昭和 6 1 年のときに 3 日ほど休みましたけれども、最後はそこを歩いていったんですけども、その笠置山添線 3 3 号、これはやはり奈良県と京都府と協力しなければできないんですよ。だから今まで笠置山添線のところを奈良県とか奈良市とか、そういうところとお話をされたかどうか、ちょっとその辺 1 点。

それともう一点、1 6 3 号、これも 2 カ所一応歩道が、私も山城土木へ何回も足を運びまして、一応できた、私が行ったからできたかどうかわかりませんが、地権者の関係もあって、2 カ所ほど、有市の上有市とかあの辺で歩道ができています。そして、歩道をつくる時にはガードレールもつけてほしいと、私は以前から 1 6 3 沿いはガードレール、歩道があるところはガードレールをつくってほしいと言っておりました。1 カ所つけていただいておりますけれども。そして切山の下も今言われていると思うんですけども、その整備も大分昔からの話で、なかなか進んでいないということもおっしゃってありましたけれども、

だから本当に、その163のやる気の問題というか、どこまで要望されているのか、そういった点2点だけお願いします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

1点訂正させていただきたいんですが、今大倉議員さんおっしゃっていただいております奈良市広岡町、そちらのほうにつながります府道は、こちら主要地方道笠置山添線ではなく奈良笠置線のルートになってまいります。その部分、奈良県、奈良市のほうと何らかそういう協議をしたかという点についてでございますが、これは私並びに前任者の時代から実際にはそういった府県を超えての協議ということは行ったことはございません。

あと163の整備促進につきましてですが、やはり南山城村等、バイパス等も完成しております。今後ますます大型車両等、通行量がふえるということも想定されるわけでございます。笠置町の場合、やはり狭小区間が残っておるということで、これまでからも通学路の歩道整備ができていないといった部分で、要望は続けさせてきたわけでございますが、特に草畑等、今現在、循環バスをスクールバスというような形でやっております関係で、なかなか通学路という部分で要望の目的としていく部分については、かなり弱くなっているというような、京都府さんからの御指導もあるわけでございますが、引き続き狭小区間、大型車同士の離合が困難な箇所も残っておるという部分も事実でございますので、その分につきましてはこれまでどおり、引き続き強く京都府の事業要望というような形でさせていただいているといったことでございます。

以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

笠置山添線ではなしに33号の笠置奈良線ですね。これは広岡から、先ほど言いましたように、拡幅、1カ所そういう第1線ができております。だから、先ほど、奈良県等とかそういったことはないとおっしゃったんですけれども、ぜひともそういったこと、私も誰とか言いませんけれどもある人と話したら、そういう関係ある人と話したら、やはりそういうことは笠置町から全然ないということなんで、そうしたら、先ほど言いましたように、昭和61年の災害のときに、あそこが唯一の奈良へ出る道だったんですね。だから3日間私も特別休暇というのをとらせていただきました。珍しいことだそうなんですけれども、ぜひとも、

奈良県、奈良市とか、それと京都府と笠置町の分は笠置町で、どうするかということを一応そういう協定とか結んで、ぜひともやっていただきたいと思います。そういうことで終わります。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第1号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第1号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第8、議案第2号、笠置町地域福祉計画策定委員会条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第2号、笠置町地域福祉計画策定委員会条例制定の件について提案理由を御説明申し上げます。

本町の福祉をめぐる喫緊の課題は、地域における介護、医療、生活支援等の総合的な支援を目指す笠置町地域包括ケア体制の整備と要援護者情報の把握、共有及び安否確認の方法、日常的な見守り活動や助け合いの活動の取り組みなどをさらに推進する必要があると考えております。

御承知のとおり、法的な助けだけでは安全・安心、健康で暮らしやすい町の実現をすることはできません。自分でできることは自分でする、いわゆる自助、できないことは助け合い支え合う共助の観点の重要性から、公私協働による一体的な地域福祉の推進に取り組むことが一層重要となってきております。

このような取り組みを実現するための、28年度で笠置町地域福祉計画を策定いたします。今回、その調査機関として本策定委員会を設置しようとするものでございます。施行日は平

成28年4月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第2号、笠置町地域福祉計画策定委員会条例制定の件につきまして説明させていただきます。

まず第1条の設置でございます。冒頭、社会福祉法第107条というふうなことの合議制の機関として設置するというふうなことを書いております。

先ほど、町長の提案理由にもありましたように、この委員会設置につきましては、本年度、当初予算にも計上しております、笠置町地域福祉計画を策定する調査審議機関として設置するものでございまして、その根拠は今申しました第107条というふうに基づいております。話にもありましたように、地域の助け合いによる福祉の推進でございます。提案理由では高齢者の福祉がメインとなっておりますが、この中には児童福祉もあり障害者福祉もあると、福祉全般の計画となっております。

それから、この107条の実施主体につきましては、これ社会福祉法ということで、前提でありまして、その主体となる組織は社会福祉協議会でございます。役場と社会福祉協議会が一体となった取り組みというふうを考えていただければいいかなと考えております。

第2条のほうでは所掌事務ということで、107条各号における事項を処理すると書いております。この各号というのはいろいろ、るるあるんですけども、住民参加と利用促進というふうなことで定義されております。

それから、第3条で組織、10人以内をもって組織するという定義の中で、1号から6号まで定義しております、2項の中で。1号では学識経験者、2号では社会福祉事業者または社会福祉事業従事者、3号で医療関係者、4号で地域関係者、5号で関係行政機関、6号でその他町長が必要と認める者というふうな定義で委員を組織いたします。任期は第4条で2年。

それから第5条で委員長、副委員長。これは通常の定義の中で、互選ということで決めていくことを書いております。

それから次のページに入りまして、第6条の会議で、委員長が議長、それから半数以上の出席で会議が成り立って、過半数で議事を決するというふうなことを定義しております。

最後第7条のほうで、所管は保健福祉課という定義をしております。

それから附則でございます。関連条例の同時一部改正で、特別職の職員というふうな定義

になりますので、地域福祉計画策定委員につきましては、他の委員さんと同様に月額5,500円という追加をしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

私、今いろんな方と対話をさせていただいております中で、想像以上に高齢者のひとり暮らしの方が非常に多い、また老老介護、本当に疲れ切って悲痛な声を上げておられる、そういう方が統計上よりも多い、そういうことをすごく実感しております。これらの方の安心・安全、生活をどう守っていくのかというのが、町の重要な、私は取り組みと考えております。この組織はそういうことの突破口になると私は確信しておりますので、一日も早くこういう組織を立ち上げられて、こういう問題に対処していただきたい、そのように思いますがどうでしょうか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西村議員の御質問でございます。

御承知のとおり、その高齢者比率につきましては45%、直近のデータでは超えていると。人口が減る中で高齢者が一定の水準で維持されるというふうな中での高齢者福祉については、どうあるべきかということはこの計画で定めるものと理解しております。

先ほど町長の提案理由にありましたように、全て公でできるというものではございません。公でできることは公でちゃんとしますけれども、民間でできることは社会福祉協議会を軸に、どのような活動ができるかということをもう一度洗い出して、この計画で推進していきたいと思っております。

1つは、去年から継続事業で絆ネット構築事業ということで、いろいろそういう社会福祉事業を展開してきていただいております。実績1、2あるんですが、28年度においても新たな取り組みも考えていただいておりますので、その辺を含めて福祉計画でしっかりと位置づけていきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

この条例は、今現在も地域社会福祉については、社会福祉協議会が主導でやっておりますわね。それに対して行政のほうも協力してやっているということで、内容的には余り変わらないと思うんですけども、ここであえてこの笠置町地域福祉計画を策定するために、この

委員会を設置するということなんでしょうか。というのは、今社会福祉協議会のほうでも、一応社会福祉の年度の事業計画とかいうことでいろいろ進めておられますわね。その辺との競合というか、どういう形になるのか、また社会福祉協議会とは別に笠置町としてもこの福祉計画をつくっていかうとされているのか、その辺お話ししていただけますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員の御質問でございます。

この笠置町地域福祉計画の、まずたてつけなんでございますが、当然町には総合計画がございます。その下にいろいろ各個別計画があると思います。福祉計画については、まずその第1階層といいますか、過疎自立支援計画もそこに当たるんでしょうけれども、直下に当たる計画だと認識しております。行政計画です。

その計画に基づく地域福祉計画については、任意事務なんです、今のところ法律では。それで、京都府下でいろいろ策定される市町村がふえてきて、東部3町が大体、最終になったわけでございますが、こういう高齢化等々の現実を見る中で、任意であってもやはりしっかりと福祉計画をつくるべきだということで、3町村協働でやらせていただいております。

いわゆる社会福祉協議会の今の現在の事業とはどうなるかというふうなことなんですけれども、笠置町が行政計画と決めた地域福祉計画に基づいて、本来は社会福祉協議会が実施計画をつくるというふうな定めになっています。ただ、こういう小さな自治体でございますので、その社会福祉協議会が自主的にそういう実施計画をつくるという規定の中でやるのではなしに、それを踏まえて今後、この計画を踏まえて毎年度事業が展開されるものだと位置づけて考えているところでございます。そういう位置づけになっておりますので、今やっておられる社会福祉事業がどうのこうのじゃなしに、この計画のもとにいろいろ展開されるということで御理解いただければいいかなと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） ということは、組織の中で（2）の社会福祉事業者または社会福祉事業従事者、ここへ今現在の社協のほうから入ってきてもらおうと、こういう形になるんですね。わかりました。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第2号、笠置町地域福祉計画策定委員会条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、議案第2号、笠置町地域福祉計画策定委員会条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第9、議案第3号、笠置町固定資産評価審査委員会条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第3号、笠置町固定資産評価審査委員会条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日から施行に伴い、提出書類や提出資料について、閲覧だけでなく写しの交付を求めることができるようになりましたので、この交付に係る手数料について規定するとともに、減免に関する規定を設けるために一部を改正するものです。御審議の上御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、議案第3号、笠置町固定資産評価審査委員会条例一部改正の件について説明させていただきます。

今回、行政不服審査法が改正されました。この行政不服審査制度というのは、行政処分に関しまして住民の方々がその見直しを求めて、国や地方公共団体に不服を申し立てるという制度であります。これが改正されまして28年4月1日から施行されることに伴い、関係いたしますこの固定資産評価審査委員会条例について一部の改正を行うものでございます。

改正の内容につきまして、新旧対照表のほうで説明させていただきます。

まず第4条でございます。第4条に第6項といたしまして、審査申出人の届け出義務を規定しております。代表者もしくは管理人、総代または代理人がその資格を失ったときは書面で届け出るということを規定しております。

続いて第6条でございます。この第6条の規定につきましては、申請につきまして、新たに電子媒体による申請を可能とする規定を上げております。

ページめくっていただきまして、第10条でございます。

第10条、ここが新しく項目を設けたところございまして手数料の額を規定しております。申請に係る提出資料の写し等を交付するための手数料を規定しております。この手数料につきましては、実費弁償とさせていただいております。例えば白黒の通常コピーですと1枚10円、カラーでの複写でありますと30円、これは現行使っております手数料の中で規定している金額となっております。

続いて隣のページ、第11条です。

こちらはその手数料について減免の規定を設けているところでございます。カラーコピーの代金30円を限度といたしまして、手数料を減額、免除するということになっております。

続いて最後のページ、第13条になります。

この審査申し出に係る決定書につきましての規定を改正しております。現行は、決定書を作成するという各項目を規定しておりませんでした。今回この決定書の作成に当たりまして、主文、事案の概要、審査申出人及び町長の主張の要旨、理由、ここを設けているところになっております。

以降につきましては、新たに設けました条文がありますので、各条を繰り下げて文言修正を行っているところになっております。

以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第3号、笠置町固定資産評価審査委員会条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第3号、笠置町固定資産評価審査委員

会条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

この際10分間休憩します。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前11時00分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第10、議案第4号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第4号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億9,309万2,000円を増額し、総額を14億7,448万9,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、笠置山線改良工事に7,300万円、臨時福祉金事業に540万円、セキュリティシステム構築費に2,487万1,000円を計上いたしております。

また、歳入の主なものは、国庫支出金で社会資本整備総合交付金が4,306万7,000円とセキュリティ強化対策補助金が510万円、寄附金で95万7,000円等を計上いたしております。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第4号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件につきまして説明させていただきます。

総務財政課からは、歳入と総務財政課所管の歳出について説明させていただきます。

それでは、まず、歳入のほうから説明いたします。

13ページをごらんいただきますようお願いいたします。

10款地方交付税です。今回8,397万3,000円を増額させていただいております。交付額が確定いたしましたので、合計で7億4,668万7,000円というところで交付税計上させていただきました。

続いて、12款使用料及び手数料、衛生手数料といたしまして78万4,000円を減額

させていただきました。これはし尿くみ取り券の販売手数料の今年度実績見込額といたしまして減額となったものでございます。

続いて、13款国庫支出金、1項国庫負担金は総額で52万2,000円を減額となっております。

1目民生費の国庫負担金では、保険基盤安定負担金といたしまして100万1,000円を増額、3目災害復旧国庫負担金といたしまして、査定により道路施設災害復旧事業費負担金が152万3,000円減額となりましたので、差し引きで52万2,000円を減額となっております。

同じく国庫支出金で2項国庫補助金を5,412万6,000円増額しております。

1目の総務費国庫補助金では、セキュリティ強化対策補助金といたしまして510万円、また番号制度に係るシステム整備や番号カードの交付事業費補助金といたしまして計上し、合計で565万円を増額しております。

2目の民生費国庫補助金は、臨時福祉給付金事業が実施されるに当たりまして567万6,000円と、次のページにわたりまして、老人福祉費補助金では、介護保険事業費補助金といたしまして23万円の合計で590万6,000円を増額しております。

3目衛生費の国庫補助金は、合併浄化槽整備事業の補助金額確定によりまして49万7,000円を減額したものでございます。

土木費国庫補助金ですが、社会資本整備総合交付金といたしまして4,306万7,000円を増額させていただきました。12月議会で交付の見込みがないと一旦減額させていただきましたが、国の補正予算により交付決定がされましたので、改めて4,306万7,000円を増額させていただいたところとなっております。

14款府支出金、1項府負担金は、国庫と同じく保険基盤安定負担金といたしまして58万9,000円を増額しております。

2項の府補助金は、総額647万3,000円増額で、1目の総務費補助金では、電源立地地域対策補助金に440万円、市町村体制づくり交付金といたしまして300万円の合計740万円を計上しております。

民生費府補助金は、隣保館運営費など交付額の決定によりまして77万2,000円を減額、3目の衛生費府補助金では、こちらも国庫と同じく合併浄化槽の設置事業補助金が確定しておりますので、その分を合わせて減額となっております。

ページ変わりまして、4目農林水産業費府補助金は、こちらも交付額の決定、確定等によ

りまして、総額で9万8,000円の増額となっております。

16款寄附金、指定寄附金で95万7,000円を増額しております。1月末現在までにふるさと納税として御寄附いただきました総額95万7,000円を増額させていただいたものでございます。

続いて、19款諸収入、3項雑入でございます。こちらもごみ袋の販売実績等の見込みなどによりまして38万円増額をさせていただいております。

下段の20款町債は、総務債で2,400万、これはセキュリティ対策事業に係るもの、土木債の2,540万につきましては、笠置山線の改良に係るものを増額しております。

16ページになりまして、災害復旧事業債は減額しておりますが、これは査定決定によりまして150万円を減額したものとなっております。

歳入につきましては以上となります。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

なお、今回、給料、職員手当、共済等を計上させていただいておりますが、こちらは年度末までの精査によりまして、それぞれ増減を行っておりますので、各項目での説明は割愛させていただきます。御了承ください。

それでは、17ページからの歳出をごらんいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費になります。委託料といたしまして2,487万1,000円、システム構築費として計上させていただいております。これはセキュリティ強化対策といたしまして、マイナンバーなど個人情報の流出とならないようにセキュリティーを強化するためのシステム構築となっております。これは、歳入のほうでも国庫で510万円の補助金が充当されているところでございます。

それから、負担金補助及び交付金のTRY-Xシステムの負担金ですが、これは中間サーバーの構築費を当初委託料で組んでおりましたが、負担金に歳出科目を変更しましたので、委託料で減額し、こちらで増額となったものでございます。

続いて、3目の財政管理費は、今後、剰余金が見込まれることから、減債基金に3,000万、財政調整基金に7,000万をそれぞれ積み立て、ふるさと納税として御寄附いただきました分をふるさとづくり基金へとして積み立てるものでございます。

ページ移っていただきまして、5目財産管理費、こちらは委託料で400万4,000円を減額しております。27年度、28年度の継続事業といたしまして、固定資産台帳整備及び公共施設総合管理計画の策定業務を委託することとなっておりますが、27年度分の事業

費が確定いたしましたので400万4,000円を減額しております。

続いて、企画費で100万円、工事請負費として計上させていただいております。これは平成26年度で繰り越しまして、地方創生の先行型事業として取り組んでおります駅トイレの改修工事が、当初見込んでおりました額より増額が見込まれます。このため繰り越し事業となっておりますので、現年度分の予算で100万円を計上させていただいたところになっております。

続いて、7目公平委員会費1万9,000円全額を減額しておりますが、これは相楽東部広域連合で公平委員会を共同設置することとなりましたので、当初予算に上げておりました1万9,000円全額の減額となっております。

続いて、19ページ中段の選挙費です。京都府議会議員選挙費につきましては、4月実施の精算によるための減額をしております。

ページ飛びまして、25ページをお願いいたします。

8款消防費、1目常備消防費は、中部消防組合分担金の額が確定いたしましたので6万2,000円増額となっているものでございます。

最後、10款公債費は、元金26万8,000円、利子43万9,000円ともに減額させていただいております。これは26年度末に借りかえたもの、それから27年5月に繰上償還をいたしましたものがありまして、それによりまして、元金、利子とも見直したため、減額させていただいております。

以上、総務財政課所管のものについて説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

税住民課が所管いたします歳出について御説明いたします。

19ページをごらんください。

2款総務費、戸籍住民基本台帳費、19節負担金補助及び交付金で26万2,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、通知カード、個人番号カード、事務の交付金額が再算定されましたので増額するものでございます。

なお、歳入でも同額の補正を行っております。

次に、20ページをごらんください。

3款民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、28節繰出金で151万8,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、国保会計への保険基盤安定繰入額の額の確定

等によります補正でございます。

次に、22ページをごらんください。下段になります。

4款衛生費、清掃費、塵芥処理費では、生ごみ袋販売実績により、雑入で増額を見込みましたので、37万6,000円を一般財源からその他の財源に振りかえております。

続いて、し尿処理費につきましては、11節需用費2万6,000円の印刷製本費の補正をお願いしております。内容につきましては、し尿処理券、領収書の印刷代でございます。

23ページをごらんください。

需用費に続きまして、19節負担金補助及び交付金で57万8,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、年度精算によります広域事務組合分担金、し尿処理分等で36万8,000円の増額と、合併浄化槽の設置実績の確定によります循環型社会形成推進交付金を94万6,000円減額し、差し引きまして57万8,000円の減額補正となっております。

続いて、23款償還金利子及び割引料で13万9,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、国庫補助金が浄化槽設置計画等に基づき、過年度において既に交付されていたことによりまして、本年度で設置実績が既交付額を上回らなかったため精算し、超過交付分を返還するため補正させていただいたものでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

それでは、私のほうからは、19ページのほうから保健福祉課が所管します歳出補正の主なものについて御説明申し上げます。

19ページの下段、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費のほうで13節委託料、地域福祉計画策定業務でマイナス30万。これは条例のほうでも御説明しました策定計画の27年度版の請負減でございます。

次に、20ページにまいりまして、19節の負担金補助及び交付金で臨時福祉給付金事業540万を計上させていただいております。これにつきましては、27年度の補正で上げて、繰越明許をして28年度の前半で実施して、28年度前半の景気対策というふうなことで実施されるものでございます。要件につきましては、また詳しく広報させていただきますが、簡単に言いますと、27年度の臨時給付金を受ける資格がある方で、28年度中に65歳以上になれる方が対象となるものでございまして、ここでは180名を見込んでいるところでございます。単価は3万円でございます。

それから、23節の償還金、利子及び割引料につきましては、26年度の自立支援給付事業、障害者の方のいろいろなサービス提供で不足が生じたので108万2,000円の返還を計上させていただいたところでございます。

それから、同ページの4目老人福祉費、下段から始まっております。この中で、7節で賃金150万円の減額を計上しております。これは、年度当初で27年度中に職員採用に伴いまして、賃金が不用になったことから大きな減額となっているものでございます。

それから、21ページにまいりまして、15節の工事請負費25万計上しております。これにつきましては、税住民課のほうで申請いただいております電気自動車の無償対応事業というのがございまして、それが採択されたことによりまして、試用は笠置町の包括支援センターで公用車として使用させていただきます。試用のほうで充電設備のほうを整備させていただくということで、簡易充電設備を産業振興会館のほうに設置する工事費25万円でございます。

それから、中段の民生費、児童福祉費、児童福祉総務費の19節負担金でございますが、これは子ども・子育て支援法の幼児教育無償化新制度対応ということで11万7,000円計上しております。

それから、最後22ページにまいりまして、衛生費、保健衛生費、2目の予防費で、全額としては補正額143万9,000円の減額補正をしているところでございます。原因としましては、各節で減額があるわけでございますが、当初見込んでいた住民健診の予定者数が若干予想より下回ったということでございます。笠置町は住民健診受診率が非常に悪うございまして、今後この事業については、より力を入れていきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） 人権啓発課が所管します補正予算について御説明いたします。

20ページをお願いします。

民生費、社会福祉費、社会福祉施設費の中で、賃金が10万円を減額させていただいております。これにつきましては、周辺整備に係ります作業員賃金、2月、3月の残月を残した分としまして、使用減という形で減額させていただいております。需用費5万円につきましても、修繕費、これも同じく周辺整備に係る分の減額でございます。

委託料29万1,000円、これにつきましては、毎年12月に実施しております、業者をお願いしております清掃委託、これが今回きれいだったということで未実施でございます。

これによりまして、全額減額するものと、耐震補強改修及び大規模修繕工事の設計業務委託ですが、当初540万円予算組んでいただいておりますが、精算といいますか、521万6,400円の支出で済みましたので、請負減としまして18万3,000円、これを減額するものです。

原材料費5万円、これも同じく周辺整備に係るものです。

負担金補助及び交付金で10万円、人権同和教育研究集会等への参加負担金の中から10万円、これが使用残という形で減額させていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、建設産業課が所管いたします歳出予算の御説明をさせていただきます。

予算書の23ページをお願いいたします。

23ページ、中段でございますが、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費でございますが、こちらにつきましては、歳入のほうでも説明がございましたとおり、農業委員会補助金並びに年金業務委託手数料の額の確定に伴います財源の組み替えのみを行ったものでございます。

2目農業総務費でございますが、こちらにつきましては、人件費に係る分でございますので、省略させていただきます。

3目農業振興費で1万円を減額させていただいております。こちらにつきましては、12節役務費で通信運搬費を減額させていただいておりますもので、内容といたしましては、農地中間管理事業に係ります業務量の減少ということで、個別調整案件が発生しなかったため、通信運搬の費用が不用になったということで減額させていただいております。

下段の5款農林水産業費、2項林業費、3目林道維持費につきましても、こちらも京都市町村体制づくり交付金を充当するというので、財源の組み替えのみを行っておるものでございます。

次のページをお願いいたします。

24ページの下段でございますが、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費でございますが、補正額といたしまして減額の1,090万円でございます。

節の区分といたしまして、13節委託料で700万円の減額。内訳といたしましては、舗装調査業務と、それから維持修繕工事設計業務。こちらにつきましては、それぞれの工事を発注するに際しまして、設計測量業務を外注する予定をしておりましたが、何とか職員のほ

うで測量設計業務等対応ができたということで不用額として余ってまいりますので、減額をさせていただくものでございます。

3つ目の橋梁点検業務につきましては、減額の500万となっておりますが、こちらのほうにつきましては、今回、新たに4目で橋梁維持費を設けておりますので、そちらのほうへ移るということでございます。

続きまして、15節工事請負費でございますが、400万円の減額となっております。こちらにつきましては、道路維持修繕工事で飛鳥路地内の有市柳生線の路肩修繕を予定しておいたわけでございますが、昨年末に飛鳥路地内で災害があったということで、設計業務等そちらのほうに人手をとられたという部分と、それと同一地区内で2路線通行動め、実際の工事を行うとなりますと、そういうふうなこととなりますので、今回工事の発注のほうを見合わせたということでございます。

3目道路新設改良費でございますが、補正額といたしまして増額の7,450万円でございます。こちらにつきましては、歳入のほうでも説明ありましたとおり、工事請負費で7,450万円増額させていただいておりますが、これにつきましては、主なものといたしまして、笠置山線の改良事業分で7,300万円の増額となっております。こちらにつきましては、12月の補正で減額をさせていただいたところでございますが、平成27年度の補正予算のほうの内示をいただきまして、つけていただけるということになりましたので、今回、また改めて増額で計上させていただいている部分でございます。

4目橋梁維持費でございます。補正額518万4,000円。内容といたしましては、13節委託料で518万4,000円。こちらにつきましては、先ほど道路維持費のほうから項目がえということで移させていただいております500万円に、平成27年度はこの橋梁点検業務のほうを京都府での一括発注ということで、道路公社へ一括発注するという形式になったわけでございますが、そのことによりまして、点検業務委託料そのものはかなり金額が安くなったわけでございますが、道路公社への技術管理料18万4,000円というものが発生してまいりまして、その分を追加させていただきまして、総額518万4,000円という形での増額とさせていただいております。

次のページの住宅費、2目住宅管理費のほうでございますが、こちらのほうにつきましても、社会資本整備総合交付金の額の確定によります財源の組み替えのみを行っているものでございます。

26ページをお願いいたします。

26 ページ、13 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁災害復旧費、補正といたしまして200 万円の減額をしております。節といたしまして、工事請負費で200 万円減額させていただいておりますが、こちらにつきましても歳入の部で説明させていただきましたとおり、現地査定によります施工方法の変更並びに復旧延長の減ということで減額をさせていただいた部分でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。石田さん。

7 番（石田春子君） 7 番、石田です。

先ほど24 ページの件で、笠置山線のところ、一応7, 500 万円を切ったけれども、今度また予算で7, 450 万入れておりますけれども、その保安林の許可は得たんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの石田議員さんの御質問のほうにお答えさせていただきます。

御心配していただいております保安林の解除につきましては、昨年度解除の許可をいただいております。今後につきましては、予算がつきましたので、工事の発注のほうを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7 番（石田春子君） 7 番、石田です。

12 月に落としたばかりなのに、だから、28 年度に許可をもらったということですね。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 許可のほうにつきましては、平成26 年度中に保安林指定解除の申請事務を行っております、実際に許可をいただいたのが昨年、平成27 年にいただいたということでございます。実際、27 年度当初の段階では、予算があればその部分について工事を行うことができたわけでございますが、昨年の4 月当初の交付で、国の交付金のほうが大幅に減額されておりました関係で、財源がないということで工事ができないということで、12 月に一旦減額をさせていただいたところでございますが、この1 月に平成27 年度の補正予算分ということで大幅に追加交付をいただけることになりましたので、今回、計上させていただいているということでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6 番（西岡良祐君） 6 番、西岡です。

今の石田さんの関連ですけれども、一応もらえるということやから、これはありがたいこ

とやと思います。それで、実際の工事は28年度に繰り越して実施するということですがけれども、これ、以前から工事の後の排水の問題とかで、やはり災害、梅雨時までにはやってもらほうがいいと思うんですけども、その辺の計画予定はどのようにされておりますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員さんの御質問でございますが、現在、平成26年度からの繰り越し分の工事を発注しております。それが4月までに完了いたしますので、今回、繰越明許のほうで上げさせていただいております笠置山線分の7,300万円分の工事を28年4月以降に実施させていただく予定はしておりますが、今現在残っております箇所約300メートル分でございますが、これはゴルフ場の側から切土したものを反対側へ盛り土をして、道路のほうを築造していくという形になっておりますので、なかなか7,300万円の工事を一気にというようなことはできないというふうに考えておりますので、これから実施設計のほうを組ませていただく予定はしております。

まず、半分ぐらいの金額で切土側のほうを施工させていただいて、残りまた平成28年度の交付金のほうも要求しております。それもまた4月になれば交付金の額のほうが決まってしまうかと思っておりますので、その辺とあわせて総額を見ながら工事の設計のほうを行っていくというようには思っておりますが、なかなか梅雨の時期、6月とか7月とかまでの間に一定の排水施設までの工事ができるかという、ちょっと今現在は木が生えておる、その伐採から始めていかなければならないということもありますので、ちょっとそれまでに触るところの水路の工事まで完了するかというところも難しいところもありますので、その辺は考えながら発注のほうをさせていただきたいと、このように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） これ、27年度で予算を一応立てておいて、それで12月で減額補正、予算つかんからという減額補正やりましたわね。ということは、27年度でやろうとしていた設計とか、その辺のやつは仕事は進んでいたんじゃないんですか。そしたら、笠置山線というのは最終いつまでででき上がるんですか、完成は。それで、今の話やったら、今年度この補正の金額と、28年度も予算上がってたんかな、まだ次あれですけども。それと含めて28年度で終われる予定になってんのか、その辺もう一回聞かせてください。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員さんの御質問でございますが、今、笠置山線残事業費、どれぐらいかかるかというものを概算ではじき出しましたところ、約1億5,000万近くかかるというふうに見込んでおります。

今回、追加予算のほうで7,000万円ほどつけていただいたということで、先日、発注いたしました部分等含めますと、残事業分の約半分ぐらいが消化できるのかなというふうに思っております。これが平成28年度中に工事のほうが完了いたしまして、あと29年度、これも交付金がどの程度いただけるかというような部分もあるかとは思いますが、以前にもお答えさせていただいておりましたとおり、27年度うまくこれ、当初から交付金がついておれば27、28、29の3カ年度で大体最終的な仕上がりの舗装までできるのではないかとこのように御説明をさせていただいておたわけでございますが、どうしてもこの27年度、今の部分までが空白期間というような形になってしまったということもありますので、何とか29年度末、平成30年3月末ぐらいの完了というものを目指していきたいとは思っておりますが、残りまだ半分の財源というものが国の交付金の動向にもよるかとは思いますが、何とかその辺で30年3月末ぐらいの完了を目指したいということで、今やっておるということでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

私も同じ件の問題なんですけれども、金額について質問させていただきます。

去年、これ12月、補正予算の第3号では5,070万円減額になりましたよね。2,245万の予算になりました。しかし、補正予算第4号、今出してもらいました補正予算では4,306万7,000円が復活して、合計で6,551万7,000円になりました。これは大変苦勞されたと思います。いろいろ経緯を聞かせていただきたいんですけれども。

これで笠置山線の工事は進むと思いますが、これでもまだ前回より760万円ほど減になっております。この説明が1点していただきたいのと、それから、今回出た補正予算第4号の歳出のほうなんですけれども、補正額が7,450万で計が1億1,030万円になりました。ところが、第3号歳出では、合計で1億680万になっております。これは350万、第4号ではふえているわけです。しかし、笠置山線改良工事では、第3号で出ました全て減額、7,750万減額になっております。今度、復活して7,300万になっております。これは450万の減になっておりますけれども、先ほど申したとおり補正額が350万ふえ

ておるのに、笠置山線が450万減になっておると。この2点の理由をお聞かせいただきたいんですけれども。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの瀧口議員の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思いますが、おっしゃっておられるのは歳入の部分での減のことをおっしゃっておられるのかと思います。

まず、笠置山線単体での工事のことを申し上げますと、12月補正で工事請負費で、おっしゃっていただきましたとおり7,750万円を減額させていただいております。今回は事業費ベースということで7,300万円の増ということでさせていただいておるわけでございますが、歳入総額で数字が合わないという部分につきましては、こちらの社会資本整備総合交付金の中のメニューの話でございまして、今回は笠置山線の補正分ということで、これ交付金ベースで申し上げますと4,722万6,000円という金額が追加の交付をいただいたわけでございますが、これまで現計予算額で上げておりました笠置山線以外の道路分、これは舗装修繕でありますとか、道路附属物の修繕工事、それから並びに住宅分で予算計上させていただいておりました部分で国の交付金の額の確定によりまして、笠置山線以外の道路分で189万3,000円が減額されておりました、同じく住宅分でも226万6,000円が減額されておるということになってまいります。この辺りを差し引き合計したものが歳入予算のほうの社会資本整備総合交付金というようなことで数字が上がっておりますので、そういった部分での数字の差異ではないかというふうに理解しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） わかりにくい説明でしたけれども、それではもう一度お聞きします。

12月の第3号補正では、この事業に対して一般財源から700万支出されております。ところが、第4号では187万4,000円しか歳出の部に上がっておりません。この差額で第3号のとおり7,750万の予算は執行できると思うんですけれども、この辺はどうなっておりますか。

もう一度言いましょうか。わかりにくいと思います。

第3号補正予算の道路改良費、一般財源から700万、第3号では支出されております。ところが、第4号になると187万4,000円しか歳出されておられません。この差額で第3号で予定した7,750万の金額になると思うんですけれども、ところが今度は

7, 300万、この差額、なぜここで700万一般財源から出すという予算を187万4, 000円削ったのかと。その辺はちょっと理解できにくいんですけども。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

第3号補正予算書等の財源内訳の比較の話になってくるのかなと思うんですが、ちょっと私、今、その第3号補正予算書、手元に持っておりませんので、詳しくお答えできないんですけども、今回の第4号補正をベースに申し上げますと、今回、笠置山線の改良工事につきましては、事業費ベースで7, 300万円ということで、工事請負費で笠置山線改良事業ということで7, 300万円上げさせていただいております。

これの実際の国費、交付金の対象となっておりますのが7, 265万6, 000円という金額でございます、これの交付率が65%となっておりますので、これがこの予算書24ページに上がっております国府支出金の4, 722万6, 000円というものになってまいります。

これの補助裏というような形で過疎債の充当ができるということで、その財源で充てていただいておりますのが、この24ページ地方債の欄で計上させていただいております2, 540万円ということになっております。

それでなおかつ、歳出トータル7, 450万円に不足する部分を、一般財源の持ち出しが必要だということで187万4, 000円が今回計上されておるということでございます。

3回の補正予算の中での財源内訳につきましては、減額したことによりまして、当然交付金が減ります。地方債のほうも借り入れる必要がなくなったので減ります。しかしながら、例えばほかの単独事業費等が増額していた場合は、その分一般財源をふやさなければならないということでの計上になっていたものではないかと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

説明、大体わかったんですけども、もう一度だけ明快にお答えいただきたい。

第3号予算で、先ほど申したとおり笠置山改良工事7, 750万ついておったと。今度7, 300万になったと。予算が7, 260万しかなかったからということは今聞きましたけれども、これ、第3号補正と第4号補正の内容を照らし合わせてみますと、国府支出金が347万4, 000円の減になっております。地方債で190万円の減。先ほど申しましたが、一般財源で512万6, 000円の減になっております。ということで7, 300万つ

けざるを得なかったという理由かと思われませんが、この数字だけを見ていると、第3号補正で7,100万減額されたのに7,450万の補正がついておると。350万も増になったのに、何で笠置山線の工事が450万も減額になるかと、これを聞いておるわけです。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま瀧口議員の質問、笠置山線の事業費ベース、また補助金ベース等との話で、実は第3号補正の部分について、先ほど建設課長が申しあげましたとおり、私もちょっと持っておりませんので、その比較をまた第4号補正と改めてさせていただいた中で、明確な答弁を昼からでもさせていただきたいと思えますけれども、それでよろしく願いますか。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

先ほどから出ています笠置山改良事業について、ちょっと質問をしたいと思えます。

私の記憶違いかもしれませんが、以前確認したところ、残りの事業費は8,000万から1億だと聞いた記憶があるんですけども、今の話だと1億5,000万ということでかなりの増額になっているということ。

それから、起債をしてでも、借金をしてでも平成30年度までには何とか完了したいというお話が、以前の確認でしたんですけども、今の話、補正ということで1回減額で補正がついておけているという状況の中で、平成29年度末には何とかしたいという答弁が今ありましたけれども、感触としては大分厳しいんじゃないかと。本当にそのとおりいくのかどうかもう一度、今の残りの事業費の問題と完成のめどについて再度確認をしたいんですけども。

要するに、発注業務が順調にいった場合でも29年度末が厳しいという意味なのか、今後の交付金のつきぐあいのことであって、29年度末何とか、でもそれも厳しいということであるのか、なぜその厳しい、厳しくないというのを。要するにこういう事業計画を進めるに当たって、ある程度の発注の日取りですとか、工事の終わりとかということを予測はされているはずなので、なかなかそのあたりのこと。それから2002年度から測量が始まった計画で、10年以上もう延びているわけですけども、そういった経緯も含めて考えますと、そこら辺疑問がありますので、再度答弁を求めたいと思えます。よろしく願います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員さんの質問でございますが、これまでから議会のほうで何度かこの笠置山線の進捗率はどうかというようなことを御質問されていた、私のときもそうですし、前任者のときもそうだったと思います。そのときに、常にお答えさせていただいておりましたのが、計画当初のときに総事業費というものを示しておりまして、ちょっと私も今、記憶のほうは定かではないんですが、たしかそのときの試算では、総事業費が約2億6,000万から8,000万ぐらいだったのではないかというふうに記憶しております。それに毎年施工していきます部分の施工実績というものを引いていったものの残事業が、前に答えさせていただいておりました8,000万前後の金額ということではなかったのかなというふうに思っております。

私、先ほどの質問の中でも御説明させていただきましたとおり、今現時点で残事業の事業費を概算でもう一度はじき直させていただいた結果、舗装の仕上がりまでを含めると、約1億5,000万円ほどかかるというような形で御説明させていただいたものでございます。それは、やはり10年以上前に概算事業費としてはじき出したときの積算単価と今の違いというものもあろうかと思えます。その辺で数字が以前にお答えさせていただいていた数字と変わってきてしまっているのではないかなというふうに思えます。

あと交付金の関係でございますが、以前の議会のほうでも御説明させていただいておりましたとおり、この平成27年度につきましても、当初の要望額として事業費ベースで8,000万円要望させていただいておりました。ところが、ふたをあけてみますと、4月の当初の交付の決定で、事業費ベースで200万円程度の交付金の内示しかなかったわけでございます。

今回の補正につきましても、なかなか当初で8,000万円を要望していたものが200万円ぐらいしかつかなかったものが、こんな7,300万等つけていただけたというのは、これはなかなか予想がしがたいという中で、それでも1月につけていただいたということで、今回、計上させていただいておるわけです。

今後の見込みが、なぜそんなに出ないのかというような話でございますが、やはり今ある社会資本整備交付金、これ、かなり笠置町等につきましても、交付率が65%で、なおかつ補助裏には地方債が充当できるということで、最も一般財源の持ち出しが少なくて済む交付金でございます。これを利用しない手はないというような話でございますが、ところが、この27年度には8,000万円の要望に対しまして200万円しかつかなかった。じゃ、このまま200万円の交付金ベースであと何年かかってやるんだというような話の中で、それ

はやっぱりできないということで、別の財源を充てても毎年5,000万円程度の工事をやった中で、残りの1億5,000万円等をやっていくとすればあと3年ぐらいはかかるのではないかなというように形で、私は説明させていただいたというふうに理解をしております。

余りにも振れ幅があるのではないかなというように話でございますが、ことしにつきましても8,000万円が200万円に下がったり、またそれが7,300万円にふえたりしておると。それでこれ、28年度の交付金につきましても、はっきり申し上げて、どれぐらいつくか予想がつかない中で、この有利な交付金を使わずにほかの財源を充ててやっていくのかどうかというようにところで、もし28年度も今年度と同じような要望額に対する交付がいただければ、ほぼほぼ29年度で残りの事業というのはクリアできるのかなというふうには思っております。

ただ、今回の場合ですと、27年度予算で7,300万つけていただいておりますけれども、あくまで工事そのものは28年度の施工になってまいりますので、工事の施工につきましても、今の時点で両側から工事進入していきません。切土を持ち出して、盛り土で道路を築造していくという工事の中で、28年度、残りの7,000万円なり8,000万円、もし仮についたとしても、一方通行の道路の中で、1年間で1億5,000万円の工事が施工できるかという、その辺は大変厳しいところがあるかなというふうに考えております。その辺を実際工事の施工方法等を考えながら、また交付金のつき方等を見させていただきますと、金額的な話からしますと、何とか29年度末で終わらせられれば、それにこしたことはないですけれども、実際問題としては、やはりこの前申し上げていたとおり、実際の工事としては28年度から5,000万、5,000万、5,000万ぐらいのペースでやっていって30年度末というような形で終わらせられれば、一番それが工事の工法的な進捗とかということも考えますと、現実に近いものなのかなというようにお答え方をさせていただいているということでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

今、お答えがありました。ただ、以前聞いたときは8,000万円から1億円残り、それでも3年ぐらいはかかるということだったんで、今のペースで5,000万ずつやれば、そのときでも2年で終わったという話だという気になってしまうんですけれども。要するに、ここまで事業が伸びたという中で、本当にきちとした計画、見込みができていかなのかなというのが、やはり大分疑問になるというところがあるんですけれども。ただ、今言いました

ように5,000万ずつならば、1年ごとにやれば3年ぐらいで終わるという見込みは立てているということでした。

確認をもう一度、明確に答弁いただきたいことがあるんですけども、先ほどももし予算が低ければこれ以上先延ばしにできないので、何とか財源をつけてやりたいと、要するに起債だと思ってしまうんですけども、借金ということなんだと思ってしまうんですけども、それをつけてでも平成30年度までに、要するに交付金は増減する可能性はあるんですけども、十分な額がつかなかったとしても、町として独自に財源を用意して、平成30年度には終わらせるという明確な方針があるということによろしいのでしょうか。再度答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま向出議員のほうから質問いただきました。

工期の関係で完了年度を明確な答弁を求められているようには思いますけれども、この件につきましては、9月、12月等の議会の中で私からも申し上げたことがあろうかなと思いますけれども、確かに社会資本整備交付金というのは一番重要な財源ということで、当然、当てにしなければなりません。ただし、このまま財源がつかなくて、ずっと放っておいたまままでいいのかといえ、ある一定期限を設けた中で新たな財源を見つけるか、もしくは一般財源でも使ってある一定の年度で終わる、終結させる、そういうことも視野に入れた中で答弁させていただいたつもりでございます。よって、あくまで目途としては、先ほど来、建設課長が申し上げている年度を目途として、そういうので我々は努力をしていきたいと、そのように思っているところでございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 地方創生の中でも観光ということも目玉にしていくということでは、特に笠置山というのはよしやさん、松本亭という観光客が泊まる宿泊施設もある。この笠置山線というのは、そういう緊急時の緊急車両の通る道路等の整備ということで計画されている。やはり早急な完成が目指されるという中で、いろいろ年度もずっと延び延びになっているというところで、やっぱり明確に方針をしっかりと持っていて、今言われたように、建設課長さんが言われた年度をめどというか、それを目標にということと言われましたので、しっかりとその点も考慮に入れて、ぜひしっかりと財源確保も含めて事業の早期の完了を要望しまして、質疑を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。もう昼もちょっと過ぎましたけれども、1点だけ。

ことしもふるさとづくり基金95億9,000万いただいておりますけれども、同じふるさと納税の関係で一般質問を以前したことがあるんですけれども、笠置に特産品がないとかおっしゃって、たしかふるさと納税はやらないと、特産品を使った、たしかそういう答弁をいただいたと思うんですけれども、この笠置町のまち・ひと・しごと創生戦略会議で見ますと、目標年次31年度で笠置ブランド認定特産品の開発・育成5品と書いていますけれども、今から開発するというのは新規ですというのはなかなか大変だと思うんですよ。以前にもふるさと納税のときに言いましたけれども、ちょっと旅館の話も出ていましたけれども、松本亭とかよしやさんの宿泊の券を納税をされた方に特産品にするとか、それから、今、道ができれば、笠置ゴルフ場の近くですから、笠置ゴルフ場と旅館とのセットでそういった特産品をつるとか、つくるんじやなしにそういった既存のことをやって、今からでもできんことないんですよ。

だから、目標年次は31年には特産品開発とか書いていますけれども、既存のもの、これは以前にも言いましたけれども、その旅館の関係、松本さんとかよしやさん、それからキジ肉とかキジカレー、先ほども言いましたように、旅館とゴルフ場のタイアップで、そういった特産品、わざわざ開発をしなくても、これもすぐにできんことないんですよ。そして、いこいの館の入浴券なんかも、やっぱりリピーターで来られる方もおられるんで、そういった既存のものを活用して、それからほかの品物を開発していくのも、それは当然必要かと思うんですけれども、そういった点は、今すぐにでもできるんです、28年度から。いつかはわかりませんが、今言ったような旅館の券とか、ゴルフ場、キジ肉、いこいの館の券、これやったら今すぐにでもできるんですよ。できれば28年度から、何年、いつごろになるかわかりませんが、こういったことでふるさと納税、そうすると笠置というブランドの、笠置町という名前の発信にもなるんですよ。だから、今、インターネットでやれば、もう今みんなそういった形でやっておられると思うんですけれども、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま大倉議員のほうから、ふるさと納税にかかわる特産品の提供ということで、議員も今発言ありましたとおり、過去にも質問いただきました。そのときに私が答弁させていただいたのは、確かに特産品を提供することによってのふるさと納税の推奨も一つの考え方としてあろうかなと。ただし、全国津々浦々までいろんな特産品をやっておられることが、果たして本来のふるさと納税の趣旨に反する部分もあるのではないかなという発言をやらせていただきました。うちはやらないとは言っておりません。今、議員も話あ

りましたとおり、既存の確かに物品もございます。ただ、そういう部分だけでええのか、今新たに特産品の開発等を地方創生で見込んでおります。そういう部分も踏まえて、28年度以降、また新たな新体制の中で、いろいろ考えていただけたらありがたいなど。ゼロからのスタートじゃありませんけれども、いろんな状況に応じた中でふるさと納税をしていただく一つの手段として、そういう特産品を今後どのようにするかということは、28年度の新しい首長さんのほうでも検討していただけたらありがたいなど、そのように考えているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） ぜひとも開発するというのは、今言いましたようになかなか大変なんですよ。村とか和東はお茶があって、お茶の特産品とかやっていますけれども、だからできれば既存のやつを、今あるやつをすぐにでもできる限りそういった、何遍も言いますけれども、旅館なんかも今もう既に笠置町は2軒しかないんです。だから、そういった既存のものをもっと活用して、できればそういったところのふるさと納税でお願いしたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

今日、金利が非常に低いということで、地方債のあり方について若干お聞きをします。ページは9ページにいろいろ書かれております。

利率については、4.0%以内ということで書かれております。これから起債されるに当たって、どれぐらいの利率を想定されておるのか、その辺をお聞きします。

もう一点、償還の方法について、繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるか書いております。今まで高利率で借りられた起債もあるかと思うんですけれども、そういうことに対して借りかえをして利率を下げっていく、そういう努力も必要じゃないかと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今の西村議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、一番最近で借り入れしましたのは、実際1%を切っている利率というのもあります。かなり低くなってきておりますので、次、3月の借り入れもありますので、そこらは低くなるだろうと思っております。だから、借りかえ等の件につきましてですけれども、実際平成

26年度にも高い利率で借りていたものは繰上償還させていただきましたし、本年度につきましても、先ほど歳出のほうで公債費等の減額の補正を上げさせていただいていたんですけども、そちらにつきましても、平成27年3月、そちらで借りかえたものが、前回より利率も低くなっておりますし、この繰上償還ということも、また今後も検討させていただきます。

ただ、以前に比べて、26年度に繰上償還をした利率はかなり高く設定されていたものですが、今現在残っているのはかなり低い利率になってきています。今回、繰上償還も一部させていただいたのもあるんですけども、そちらについても10年の借りかえやったり、そういう時期に合わせて残額と見合わせながら償還していけたらというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 笠置町はおのずと知れて厳しい財源でありますので、こういう調査のあり方についても、これからの取り扱いについても努力いただいて、少しでも町の財政がプラスになるように頑張ってください、そのように思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第4号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第4号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午後0時15分

再 開 午後1時15分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

午前中、瀧口議員の質問に対し、再度参与が説明を行います。

参与（田中義信君） 失礼します。

先ほど午前中に、一般会計補正予算（第4号）の関係で瀧口議員のほうから第3号の補正との数値、笠置山線改良工事の工事請負金額と補正額との差が合わないということでございました。

要は、3号補正、12月議会で、笠置山線は7,750万円を減額させていただいて、道路新設改良の部分で、補正額がマイナスの7,100万となっております。この7,100万と7,750万の違いといえば、道路の委託料で400万の補正を見ているわけでございます、道路新設改良費の中で。だから7,100万になったと。今回の第4号補正におきましては7,300万の笠置山線の工事請負費で計上させていただいた。プラス地域指導型で150万で、合計7,450万、要は、道路新設改良費で7,100万と今回の7,450万、笠置山線の改良工事だけじゃなしに、ほかの関係する節の部分も加えた中での道路新設改良費の補正額となっておりますので、当然合致しませんので、その部分をお答えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 日程第11、議案第5号、平成27年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第5号、平成27年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額2億6,846万7,000円に、歳入歳出それぞれ1,964万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,810万7,000円とするものでございます。主な提案内容は、歳入では保険給付費の増加見込みに伴います国庫支出金等の増額、歳出では、医療費の高騰によります保険給付費の増額並びに基金積立金の増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 議案第5号、平成27年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算につきまして御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをごらんください。

3款国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金、現年分で673万6,000円の補

正をお願いしております。内容につきましては、歳出で保険給付費の増加見込みによるものと、前期高齢者交付金等の額の確定に伴います歳入の補正でございます。

次に、同じく3款国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金、普通調整交付金で178万3,000円を、また、1つ飛びまして、6款府支出金、府補助金、財政調整交付金で138万7,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、いずれもさきの療養給付費等負担金と同様に、歳出での保険給付費の増額等による歳入の補正でございます。

1つ戻りまして、5款前期高齢者交付金につきましては、交付金額の確定によりまして457万3,000円を減額しております。

次に、9款繰入金、一般会計繰入金につきましては151万8,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、保険基盤安定繰入金の繰入額が確定いたしましたので211万8,000円の増額を、また歳出の総務費の減額によりまして一般会計繰入金が60万円の減額となりまして、差し引き151万8,000円の増額補正となります。

続いて、7ページです。

10款繰越金につきましては1,278万9,000円の補正をお願いしております。これにつきましては、歳出の増加に伴います不足財源分を繰越金で計上しております。

続いて、歳出の説明に移ります。

8ページをごらんください。

1款総務費、総務管理費、一般管理費で、18節備品購入費といたしまして60万円の減額補正をお願いしております。内容につきましては、国保総合システムの機器の更新を予定しておりましたが、システムの使用が確定しなかったことにより、国保連合会での共同購入が28年度に延期されたことによるものでございます。なお、今回減額させていただいた予算は、28年度当初予算で再度計上させていただくこととなります。

次に、2款保険給付費、療養諸費で、一般被保険者療養給付費1,065万4,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、医療費の高騰に伴い、保険給付費の増加が見込まれますので増額補正しております。

次に、一般被保険者療養費は、前期高齢者交付金の額の確定によります財源の組み替えでございます。

下段の高額療養費、一般被保険者高額療養費につきましても、医療費の高騰により458万6,000円を補正しております。

最後に、9ページをごらんください。

8款基金積立金、積立金で500万円の補正をお願いしております。内容につきましては、国保の都道府県化に向けまして、国保財政の基盤の安定を図るため、基金積立を歳出予算に計上し、可能な範囲で国民健康保険財政調整基金に積み立てを行うものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ1,964万円を増額し、総額をそれぞれ2億8,810万7,000円としています。

これで国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

最後の歳出の部分でちょっとお聞きしたいんですけども、マイナスもプラスの部分も全て10%以内ですけども、最後の一般被保険者高額療養費、この伸び率が、補正の額が27%にも上っているんですけども、これ27%もふえた理由、先ほどは医療費の高騰とかおっしゃいましたけれども、それだけなんですか。27%も補正を組まんなんというのは、何かほかに理由はあったんですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 瀧口議員の御質問にお答えしたいと思います。

高額療養費の増加につきましては、前段の療養給付費の増額補正と同じで、医療費の高騰に伴います高額分の増加が原因、そのほかのものは一切ございませんので、それが理由によりまして今回の増額になっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

それでしたら、28年度の予算も、これをベースに行うのか、それとも、また補正で補うのか、その辺どうなりますか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

瀧口議員のただいまの御質問にお答えしたいと思います。

28年度予算の編成につきましては、当然、今回の医療費の高騰という、医療費の変動ということを十分考慮した上で予算を編成しておりますし、万が一そういった場合、冬場の高騰というのが最近多いわけですし、そういったことがあった場合は補正で対応していくということで、当初につきましては、現在のこの状況というのを十分考慮した上で編成をしているということでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第5号、平成27年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第5号、平成27年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第12、議案第6号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第6号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ73万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,550万円とするものでございます。補正内容といたしましては、歳入では財政調整基金繰入金増額の増額、歳出では一般管理費での人件費並びに簡易水道施設費で、消費税等中間納付に係ります公課費の増額を計上したものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、議案第6号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件について御説明させていただきます。

予算書の6ページをお願いいたします。

歳入の部でございますが、4款繰入金、2項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金といたしまして73万6,000円を増額させていただいております。こちらにつきましては、今回の歳出補正予算の財源として財政調整基金を取り崩すものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の部でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額3万9,000円となっておりますが、こちらにつきましては、人件費に係るものでございます。

次に、2款衛生費、1項上水道費、1目簡易水道施設費でございますが、補正額といたしまして69万7,000円を計上させていただいております。内容といたしましては、平成26年度課税期間分の消費税等の額が確定したことによります中間納付に係る費用の不足分の増額ということで計上させていただいております。今回の補正につきましては以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第6号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第6号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第13、議案第7号、平成27年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第7号、平成27年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ357万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,385万1,000円とするものでございます。

主な提案内容は、保険給付費の実績見込み額によります減額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第7号、平成27年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件につきまして御説明申し上げます。

ページは6ページの歳入のほうから。

歳入のほうは、ほぼ歳出の保険給付費の減額に伴います低率の減額補正でございます。それぞれ率がございますが、款、項と補正額の説明とさせていただきます。

国庫支出金、国庫負担金で62万4,000円の減額。

国庫支出金、国庫補助金で21万1,000円の減額。

支払基金交付金で98万6,000円の減額。

府支出金、府負担金で52万円の減額。

繰入金、一般会計繰入金で49万1,000円の減額。

7ページに入りまして、繰越金で74万1,000円の減額となっております。この減額の原因でございます歳出のほうで、御説明申し上げます。

8ページ、総務費、介護認定審査会費、認定調査等費で5万1,000円の減額をしておりますが、そんなに見込み違いはなかったんですが、今回、その件数のほぼ見込みが確定いたしましたので、審査件数の若干の減というふうなことで、大体百三十数件というふうな審査件数でございました。

それから次の保険給付費、介護サービス等諸費、2目地域密着型介護サービス給付費につきましては、これは主に認知症のグループホームという共同生活スタイルのサービスでございますが、1名の1カ月分暫定予算を組んでおりましたが、入居者ゼロということで、ほぼ確定しましたので、その分を32万2,000円減額させていただいていると。

その次の保険給付費の介護予防サービス等諸費、介護予防サービス給付費につきましては、これは、提案理由でもございましたように180万円の減額でございます。

本年度前期は、かなりの伸びがございまして、特に施設のほうの給付費が予想以上に伸びまして、12月補正ですか、その分を見込んで補正させていただいたところでございますが、やはり、その後の退所とかサービス停止の原因等々によりまして、今回、見込みよりも少なくなったということで、増額し減額しというようなことになっておりますが、御了承いただきたいと思っております。

8ページの最後、保険給付費の高額介護サービス費でございます。

これも、保険給付費の伸びにつきましては、それぞれ介護度で分かれておりますが、その

限度額を超えた分が必然的に上がっているというふうなことで、40万円を増額しております。

それから、最後の9ページでございますが、保険給付費の特定入所者介護サービス等諸費で180万の減額。これも実績見込みですが、これは施設入所の分の低所得者用の給付なのでございますが、給付費の減額に伴いまして、これも必然的に下がってくる、実績見込みでさせていただきました。合わせて357万3,000円の減額をさせていただいているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第7号、平成27年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第7号、平成27年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は2月24日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さんでした。

散 会 午後1時40分